

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から平成元年 1 月まで
私と一緒にA社で働いていた方たちが、厚生年金保険に加入していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと主張しているものの、申立人が元同僚として名前を挙げた 31 人のうち、連絡の取れた 9 人のうち 8 人は、「申立人の名前に記憶が無い。」とし、他の一人は、「申立人は、昭和 31 年から 36 年頃までの間だけ働いており、その後は働いていない。」と供述している。

また、当該事業所は昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 13 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人の厚生年金保険の取扱いについて事業主に照会したところ、「当時の関係資料は無いが、昭和 49 年の厚生年金保険の新規適用時にはほとんどの従業員を厚生年金保険に加入させていたので、その時に加入していなければ、申立人は当社で働いていなかったと思われる。」と回答しているとともに、当該事業主は、「申立人を知る元同僚を探して尋ねたところ、一人は、『31 年から 36 年頃までの間だけ働いていた。』とし、他の複数の社員は、『49 年 4 月には会社にも、集落にもいなかった。』と述べていた。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所で厚生年金保険の加入記録のある元同僚は、「私は、昭和 50 年 3 月末日に当該事業所を辞めた時、社長の姉から B 業務の手伝いをしてほしいと声を掛けられ、同人が個人経営していた C 地で働いた。そ

の時、申立人もそこで働いていた。当時は、春及び秋などの忙しい時にだけ働き、一日いくらかの日当をもらっていた。毎月働く日数が決まっていたわけではなかった。私は、ここでは厚生年金保険に加入していないので、ほかの人も同じだと思う。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の元夫の被保険者原票の記録から、申立人は、少なくとも第一子を出産した昭和44年*月から52年2月に婚姻を解消するまでは、元夫の健康保険の被扶養配偶者であったものと推認される。

その上、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から53年3月までの期間は国民年金の申請免除期間、同年4月から平成元年1月までの期間は法定免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月頃から 34 年 10 月頃まで
② 昭和 34 年 11 月頃から 35 年 10 月頃まで

申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社（現在は、C社）にそれぞれ勤務をしていたが、厚生年金保険の記録が無いので、確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務内容に関する記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記簿謄本は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の事業主及び同僚4人については、個人を特定することができず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人の勤務に至る具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、B社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、C社は、「当社で、保管書類の調査及び組合健保機関への問い合わせをしたが、申立人の経歴を確認することができなかった。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所の当時の元事務担当者は、既に

死亡しており、供述を得ることができない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時の従業員 10 人のうち、連絡の取れた 8 人は、「申立人について記憶は無い。」としており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、前記従業員のうち二人は、「当該事業所では採用時に、試用期間があった。」と回答している上、自身の入社時期を記憶している別の二人は、入社時期と厚生年金保険の加入記録に 4 か月から 6 か月の相違があることから、当該事業所では採用時に、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 19 日から 34 年 7 月 15 日まで
私は、昭和 33 年 6 月 19 日にA社B業務に社員として採用されたにもかかわらず、厚生年金保険の加入が 34 年 7 月 15 日とされていることに納得できない。同社の在籍歴証明書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍歴証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人は、申立期間において正社員として在籍していた。しかし、当時の資料は火災で焼失しており、厚生年金保険の加入手続、厚生年金保険料の控除及び納付を行っていたかについて確認することはできない。また、当時の厚生年金保険の加入に係る取扱いについては、記録が残されていないこと及び当時の事情を知る職員もいないことから不明である。厚生年金保険に加入する前から厚生年金保険料を控除しているとは考えられない。」と回答しており、厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の申立期間当時の事務担当者は、「当時の会社は、C業務、D業務、B業務の三業務体制であったと思う。全ての従業員に試用期間があったわけではないが、事務系でない人に試用期間があったようだった。どちらかと言えばB業務に多かったと記憶している。C業務、D業務は採用と同時に、B業務は試用期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたような気がするが、はっきりしたことは覚えていない。加入させる前から厚生年金保険料を控除することはない。」、また、当該事務担当者の後任の事務担当者は、「私が担当する前は、従業員は採用と同時に厚生年

金保険に加入させていない。私が担当してから採用と同時に加入させるようになった。私も、採用後2か月で失業保険に、3か月後に厚生年金保険に加入している。当時、会社は社会保険料の納付が遅れがちで社会保険事務所（当時）から督促を受けていた。」と供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員のうち、所在の確認できた19人に照会したところ、自身の入社時期を記憶している14人のうち12人は、入社後3か月から24か月经過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び上記元従業員19人のうち雇用保険の加入記録が確認できる7人については、雇用保険に加入した後、1か月から24か月经過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 14 日から同年 12 月 18 日まで
② 昭和 49 年 5 月 17 日から同年 12 月 20 日まで

私は、申立期間①及び②について、A氏が所有するB丸に乗船し船員保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、未加入とされていることに納得できない。船員手帳の写しを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された船員手帳の写し及び元上司の証言から、申立人がA所有のB丸に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、船員保険船舶所有者名簿では、A所有のB丸は昭和50年6月2日に船員保険の適用船舶となっており、申立期間当時は、船員保険の適用船舶でないことが確認できる上、申立人が、申立期間当時の上司として名前を挙げた実兄を含む5人の当該船舶における船員保険の資格取得日（同年6月2日）は、オンライン記録と一致している。

また、申立人が、名前を挙げた前記5人のうち連絡の取れた二人は、「昭和46年5月（一人は同年8月）からB丸に乗船していたが、同船舶は50年6月から船員保険に加入した。」と供述している上、うち一人は、「当時は漁獲量が少ないこともあり、船主は船員保険に加入していなかった。ただ、遭難事故があれば困るので生命保険には加入させていた。しかし、実際、遭難事故があり、そういうやり方ではだめだということになり、同年6月から船員保険に加入するようになった。」と供述している。

さらに、船舶所有者にB丸に係る船員保険料の控除・納付等について照会

を行ったものの、回答を得ることはできず、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、オンライン記録により、申立期間①及び②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から23年4月30日まで
② 昭和30年12月26日から34年11月1日まで
脱退手当金について知らずにいたが、日本年金機構からのお知らせはがきが来て初めて知った。
私に支給されたという脱退手当金について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱B」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所において、申立人が資格喪失した昭和34年11月1日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格のある申立人以外の7人のうち6人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失後の約3か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。